

I 信州木材製品認証制度について

1 経緯

近年県民の間には、生活にうるおいを望む考え方が広がりつつあり、自然の素材である木の良さが見直されている。一方、県内の森林資源は成熟がすすみ、その有効な利活用がもたれている。

こうしたことから、県産材を消費者の要望に応え得る良質な製品として安定的に供給し、その需要拡大を図るため、すべての県産材製品を対象に、一定基準の品質・規格等のもと生産された製品が供給されるよう認証する「信州木材製品認証制度」を創設し、「信州木材製品認証センター」が1993年(平成5年)9月6日に構成8団体のもと設立された。(平成11年6月11日構成8団体から7団体に変更)

また、2002年(平成14年)3月25日には、信州木材製品(=県産材)に関する情報を総合的に収集・管理し、県産材製品流通の円滑化と需要の拡大を図り、長野県の林業・木材関連産業の振興発展に寄与することを目的として会員中心の体制で「信州木材製品流通・情報センター」が設立された。

そうした状況の中で、認証センターと流通・情報センターは共に、信頼のおける高品質な県産材製品の安定的供給や需要拡大と林業・木材産業の振興を図るという共通の目的を持つことから、両センターを発展的に解散・統合し、新たに「信州木材認証製品センター」が2004年(平成16年)5月19日設立された。

2 目的

信州木材製品に関する情報を総合的に収集、管理し信州木材製品認証制度に関する業務を適正に実施することにより、流通の円滑化及び需用の拡大を図り、長野県の林業・木材関連産業の振興に寄与することを目的とする。

3 対象製品

長野県産材製品(カラマツ・アカマツ・スギ・ヒノキ等) 11種類

I 針葉樹構造用製材(乙種構造材[柱等縦使い])

II 針葉樹構造用製材(甲種構造材[梁、桁等横使い])

III 針葉樹造作用製材(敷居・鴨居等造作)

IV " (壁板、家具用原板)

V 集成材

VI フローリング(針葉樹、広葉樹)

VII 家具・建具・小木工品

VIII 針葉樹接着重ね梁

IX その他(針葉樹下地用製材、針葉樹デッキ材、針葉樹合板、単板積層材)

4 認証の方法

認証の方法として以下の2通りがある。

- 製品認証・・・長野県下の製材工場等が製造・加工する、または木材業者の取り扱う認証対象品目の県産材製品について、センターが検査し認証基準に適合すると認めた製品。ただし、県内で生産していない品目については県外での製造も対象。

○工場認証・・・長野県内の製材工場が一定の基準（設備機械、製造管理体制、品質管理体制等）を満たしたうえで、認証対象品目の県産材製品が認証基準に適合すると認められた場合、センターはこの工場を認証し、認証基準に基づき製造した製品は、認証製品とみなされる。

5 認証基準

対象品目ごとに認証基準があり、詳細については「信州木材製品認証基準」のとおり。

《主な認証基準》

含水率	柱・梁桁などの構造材 : 20%以下 (カラマツ・アカマツ芯持ち材は15%以下) 敷居・鴨居などの造作材 : 18%以下 (カラマツ・アカマツ芯持ち材は15%以下) 壁板・フローリングなど 内装材とすべての集成材 : 10±3% 接着重ね梁 : 構成エレメントが15%以下 下地材 : 20%以下 デッキ材 : 構造用デッキ材 20%以下 (カラマツ・アカマツ芯持ち材は15%以下) 板類のデッキ材 12±2%	いわゆる 『乾燥材』
等級	等級表示がない場合 : 強度等級3級以上＝強度に影響ない程度の節あり 等級表示を行う場合 : 強度等級（1～3級またはE50～150など） ※詳細は、認証基準参照 ※強度等級の表示方法 1～3級：節の大きさなどを測定して区分する指標。 人の目で確認して決める。 E50～150：材の強さを「荷重」と「たわみ」などの関係から導き出した 指標（「ヤング係数」という）。打撃式の機械などで決める。	
寸法	仕上げ・粗仕上げなどで寸法を表示 ・仕上げ：乾燥後挽き直し等の狂い修正処理及び表面・寸法仕上げがなされたもの ・粗仕上げ：乾燥後挽き直し等の狂い修正処理を行い表面・寸法仕上げがなされていないもの	

6 認証の表示

認証の表示として、認証ラベル・スタンプを貼るが、表示方法として2通りがある。

- 等級区分をして等級を表示する。
- 等級区分をせずに認証ラベル・スタンプのみを貼付し最低限の基準を満たしていることを示す。

《認証マーク》



7 検査体制等信頼性の確保

- 4半期毎の自社の認証技術員による定例検査
- 年1回の認証製品センター認証検査員による現地検査
- 認証製品センターにクレーム情報の受付窓口
 - ・製品については出荷工場が責任を持つ。
 - ・認証製品センターの指導に従わない場合は認証の取消しなど厳しく対応する。

8 証明方法

(1) 「認証製品が県産材である」ことの証明方法

ア) 工場認証製品・製品認証製品 [共通]

・「県産材証明書」又は「県産材産地証明書」等をセンターへ提出することで信頼性を確保する。

(2) 「認証製品である」ことの証明方法

ア) 工場認証製品の場合

・「出荷証明書」または認証マークの貼付による証明。

イ) 製品認証製品の場合

・出荷製品ごとに検査を行い、センターが検査後に発行する「信州木材製品認証検査報告書」並びに「出荷証明書」をもって証明。

9 認証制度フロー図



